(追記) 2020年5月22日 2020年4月9日 2020年3月3日 山陽電気鉄道株式会社

新型コロナウイルス感染症に伴う通学定期乗車券の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、文部科学省から全国の小学校・中学校・高等学校 (専修学校等において高等課程を設置しているものを含む)等の一斉臨時休校の通知が 発出されました。

これに伴い、通学定期乗車券が不要となった場合の払い戻しにつきましては、特例的に 以下のとおりとさせていただきます。

〇対象となる乗車券

新型コロナウイルスによる感染防止を事由とする払い戻しのお申し出があった場合で 休校となったまたは、休校が延長となった小学校、中学校、高等学校およびこれに相当す る特別支援学校等の学校の児童・生徒の通学定期乗車券

○特例的な取扱いについて

①通学定期乗車券の最終登校日に関する特例取扱い

弊社定期券発売所へのお申し出のあった日に関わらず、最終登校日にお申し出頂いたものとして払い戻し額を算出します。

2020年6月30日(火)まで取扱い可能です。

※最終登校日以降に当該通学定期乗車券を使用された場合および通勤定期乗車券や、 大学生の通学定期乗車券の場合は除きます。

②新学期の通学定期乗車券の特例取扱い

有効開始日以降であっても未使用の通学定期券は、弊社定期券発売所へのお申し出のあった日にかかわらず、使用開始前にお申し出頂いたものとして払い戻し額を算出します。

2020年6月30日(火)まで取扱い可能です。

※当該通学定期乗車券を 1 度でもご使用された場合、および通勤定期乗車券や大学生 の通学定期乗車券の場合は除きます。

○特例的な取扱い時期

- ①2020年2月29日(土)より2020年6月30日(火)まで
- ②2020年4月7日(火)より2020年6月30日(火)まで

進級のため、新年度も同区間の通学定期券を学生証でお求めの場合は、定期券購入時に 上記の払い戻しをお申し出ください。

なお、①②とも払い戻しに際しては、弊社規則による計算とさせていただきます。 **所定の手数料を差し引いた額**の払い戻しとなりますので、あらかじめご了承ください。 継続定期券の場合、旧券部分は払い戻し日数の計算に加算しません。

※兵庫県に発出されていた緊急事態宣言が5月21日に解除されたことにより、特例的 な取扱いの終了期日を6月30日と読み替えた追記をしております。

2020年7月1日以降は、特例的な取り扱いを実施しません。該当する通学定期乗車券をお持ちの方は6月30日までに定期券発売所へお申し出ください。

「緊急事態宣言にともなう乗車券の取扱いについて」もご覧ください。

以上